

廃対第85号
令和2年4月7日

岐阜県行政書士会会長 様

廃棄物対策課長

優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）が令和2年2月25日に公布され、同年10月1日から（一部は公布の日から）施行されることとなりました。

これに伴い、優良産廃処理業者認定制度の運用に関し、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から通知がありました。

ついては、本通知内容について御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願いいたします。

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	三 好
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		